

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省 6 (1 - 6 - 2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	適正な移植医療を推進すること(施策目標 1-6-2) 基本目標 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること	担当 部署名	健康・生活衛生局難病対策課 移植医療対策推進室	作成責任者名	移植医療対策推進室長 島田 志帆
施策の概要	<p>・平成22年に施行された改正後の「臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)」(以下「臓器移植法」という。)に基づき、臓器の提供のあっせん体制の確保及び臓器移植に関する普及啓発等を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。</p> <p>・「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づき、白血病等の治療に用いる造血幹細胞(骨髄・末梢血幹細胞及び臍帯血)の適切な提供を推進するため、造血幹細胞移植医療の普及啓発を行うとともに、あっせん体制を整備し、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等</p>				
施策を取り巻く現状	<p>1. 臓器移植の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年の臓器移植法施行から令和6年3月末までの間の臓器移植実施件数は43,734件。 令和5年度の臓器移植実施件数は1,434件であるが、臓器移植希望者数は18,397人(令和6年3月末時点)であり、臓器移植実施件数と臓器移植希望者数とに乖離がある状況。 <p>2. 臓器提供施設の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳死下での臓器提供体制を整えている施設数は444施設(R5年度)。 臓器提供実施件数は施設間で偏在しており、臓器提供を実施した施設のうち複数事例を実施している施設は6割程度に留まっている。 令和5年度において、「臓器提供施設連携体制構築事業」における臓器提供の経験が豊富な拠点施設数は17施設、臓器提供の経験が少ない連携施設数は129施設となっている。当該事業を開始した令和元年度から拠点施設数・連携施設数ともに増加しており、令和5年度において臓器提供者数は過去最高数となった。 <p>3. 臓器移植の普及啓発の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 臓器提供に関心がある者の割合は65.5%(令和3年10月)であり、これまでの調査で最も高い数値であった。 一方で、臓器提供に関する意思表示をしている者の割合は10.2%にとどまっており、近年横ばいとなっている。 家族や親しい人と臓器提供について話をしたことがある者の割合は43.2%。 <p>4. 造血幹細胞移植に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨髄バンクドナー登録者数は増加傾向にあるが、最も多い年齢層は50歳前後であり、高齢化が見られる。 骨髄・末梢血幹細胞の提供を行える年齢は54歳以下のため、今後、年齢上限による取消等によりドナー登録者数の減少が懸念される。また、高齢者のドナーは健康上の理由等から骨髄・末梢血幹細胞の提供まで至らない割合も高い。 出生数が減少する中で、臍帯血の公開本数(移植に使用できる数)は、ここ数年横ばい傾向にある。 				
施策実現のための課題	1	脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、全体として移植希望者数には届かない状況であり、体制の整備と普及啓発を行う必要がある。			
	2	造血幹細胞移植の治療成績は向上しているが、少子高齢化によって今後骨髄バンクドナー登録者数の減少や臍帯血公開本数の減少が見込まれることから、引き続き、国民(特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層)への理解・協力を求める必要がある。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。	臓器移植については、国民における認知度や理解はある一方、自らの意思表示について家族との共有等ができていないことや、医療機関の体制整備が十分でないことが、国民の臓器提供に関する意思が十分に活かされず、臓器移植に結びついていない理由であると考えられるため。		
	目標2 (課題2)	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層への普及啓発に取り組み、骨髄バンクドナー登録者数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上を確保する。	造血幹細胞移植は、患者と医療機関だけでは成立せず、任意・善意に基づく提供者(ドナー)がいてはじめて成立する医療であり、そのためには国民の理解・協力が不可欠であることから、普及啓発に取り組む必要があるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
				年度ごとの実績値											
				目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和6年度				
1	臓器提供者数(アウトカム)	131名	令和5年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(120名)以上	120名以上	120名以上	過去5年間の実績値を上回る値(121名)以上	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(122名)以上	臓器移植推進に関する施策の最終目標は、臓器移植の実施であり、臓器提供者数が臓器移植実施件数に影響を与えることから、臓器移植対策の施策の指標として有用である。 (参考)平成28年度実績:103名、平成29年度実績:105名、平成30年度実績:100名、令和元年度実績:120名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	臓器移植については、臓器提供者の意思を汲み取ることが必要であり、また、法的脳死判定を受けた者や心臓が停止した者の存在が成り立つものであることから、具体的な数値目標の設定は性質上困難であるが、年々上伸されていくことが適当と考える。そのため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値として設定した。			
						69名	92名	121名	131名						
2	臓器提供施設連携体制構築事業における連携施設数(アウトプット)	129施設	令和5年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(130施設)以上	-	-	-	-	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(130施設)以上	国民の臓器提供に関する意思を活かすための医療機関の体制整備の取組として、臓器移植対策事業の中で臓器提供施設連携体制構築事業を実施している。脳死下及び心停止後の臓器提供の経路が豊富な施設(拠点施設)が、臓器提供の経路が少ない施設(連携施設)等に対して、平時から臓器提供に関する教育を実施する等の支援を行うことで臓器提供体制を整えている施設が増えていくことから、医療機関の体制整備状況の指標として有用である。 (参考)令和元年度:連携施設数は84施設 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	具体的な数値目標の設定は困難であるが、臓器提供施設連携体制構築事業により、脳死下臓器提供体制を整えている施設数の増加に向けた取組を行っていることから、年々上伸されていくことが適当と考える。そのため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値として設定した。		
3	臓器提供施設において「家族に臓器提供に関する情報提供が実施された」件数(アウトプット)	530件	令和5年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(531件)以上	-	-	-	-	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(531件)以上	・ 本人の意思表示が無くても家族の判断で臓器提供ができることから、患者の家族に対して臓器提供に関する情報提供が行われることが重要であり、実施件数を増やしていくことにより脳死下臓器提供体制を整えている施設数の増加につながり、ひいては臓器提供者数、移植実施件数の増加につながっていくことから臓器移植対策の施策の指標として有用である。 ・ また、当該施設数により、臓器提供施設連携体制構築事業の効果を測定できる。	家族への臓器提供に関する情報提供は、脳死・心停止の患者が発生した際に行われるものであり、具体的な数値目標の設定は性質上困難であるが、臓器提供施設連携体制構築事業を通じて、家族への臓器提供に関する情報提供が適切に実施されるよう支援をしていることから、年々上伸されていくことが適当と考える。そのため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値として設定した。		
4	臓器移植実施件数(アウトカム)	1,707件	令和5年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(1,708件)以上	-	-	-	-	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(1,708件)以上	・ 臓器移植推進に関する施策の最終目標は、臓器移植の実施であることから、臓器移植の実施件数は指標として有用である。 ・ 本指標における臓器移植の実施件数は、脳死下及び心停止後において、臓器移植法第5条で定められている各臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球)の移植が実施された件数を足し合わせた件数である。 (参考)平成28年度実績:1,727件、平成29年度実績:1,807件、平成30年度実績:1,576件、令和元年度実績:1,707件 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ	臓器移植については、臓器提供者(ドナー)と臓器移植待機者(レシピエント)がいて成り立つものである。臓器移植については臓器提供者の意思を汲み取ることが必要であり、法的脳死判定を受けた者や心臓が停止した者の存在が成り立つものであり、臓器移植についてもドナーの医学的理由等により移植に至らないケースがあるため、具体的な数値目標の設定は性質上困難であるが、年々上伸されていくことが適当と考える。そのため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値として設定した。		
							1,234件	1,218件	1,370件	1,434件					
(参考指標)							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由			
5	臓器提供意思登録システム現登録者数						154,391名	159,722名	163,292名	168,023名		この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。 (参考)平成28年度登録者数:136,696名、平成29年度登録者数:141,076名、平成30年度登録者数:145,496名、令和元年度登録者数:150,066名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ			

達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
(1)	臓器移植対策事業(平成15年度)	1,202百万円	1,112百万円	1,006百万円	1.2.3.4	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をしやすい環境を整えるための普及啓発を行う。 普及啓発事業の実施により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。また、本事業の実施により、臓器あっせん業務が公平かつ効果的に遂行され、更に国民の臓器提供に関する意思をより活かすことができる体制が構築され、結果、適切な移植医療の推進に繋がるとも考える。	002188
		1,202百万円	1,112百万円				
(2)	移植対策費(平成19年度)	32百万円	32百万円	32百万円	1.2.3.4	①適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催する。 ②脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施する。 ③臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付する。 ④臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付する。 医学の進歩等を踏まえたガイドライン等の改正、個々の脳死下臓器提供事例の検証等により、適切な移植医療の推進に繋がるとも考える。また、感謝状や教育用パンフレットの送付により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。	002190
		29百万円	27百万円				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
⑥	骨髄バンクドナー登録者数(アウトカム)	470,270名	平成28年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	前年度(529,965名)以上	前年度(530,953名)以上	前年度(537,820名)以上	前年度(544,305名)以上	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(554,124名)以上	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるためには、一定規模以上の骨髄バンクドナー登録者数を確保するための普及啓発を行うことが必要であることから、当該指標を普及啓発の効果の測定指標とした。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ。年度末時点の登録者数。	①ドナー登録対象年齢(18~54歳)の人口が年々減少傾向であること、 ②ドナー取消者数が毎年度異なること、 ③造血幹細胞の提供は国民の任意・善意の下で進められるものであること、 から、目標値は過去5年間の実績値の最高値を上回る値とすることが適切である。 また、時代による移植適応の疾患の変化や治療技術の進歩等もあり、移植に用いる造血幹細胞の総需要の予測は困難である。
						530,953名	537,820名	544,305名	554,123名			
⑦	臍帯血新規公開本数(アウトカム)	2,597本	平成28年度	前年度の臍帯血移植件数+1,000本以上	令和6年度	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,430本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,431本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,316本)以上	前年度の臍帯血移植件数(2,241本)+1,000本以上	前年度の臍帯血移植件数(2,157本)+1,000本以上	臍帯血公開本数が10,000本維持できれば、臍帯血移植を希望する患者の95%以上にHLA(ヒト白血球抗原)が5/6適合する臍帯血が得られることが示されていることから、新規公開本数により臍帯血移植体制の整備状況を測定できる。 (出典):日本赤十字社調べ(参考)臍帯血公開本数実績(毎年度末時点) 令和2年度:9,316本、令和3年度:9,617本、令和4年度:9,674本、令和5年度:9,854本	・臍帯血の公開期間は10年であることから、10,000本を維持するためには、年度に使用する臍帯血に加えて更に1000本ずつ公開する必要があることから、前年度の臍帯血移植件数+1000本以上を毎年度の目標値として設定している。
						2,572本	2,450本	2,241本	2,157本			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
8	造血幹細胞移植件数					2,527件	2,489件	2,415件	2,459件		移植件数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社調べ	
9	骨髄バンクの新規患者登録者数に対する骨髄・末梢血幹細胞移植件数の割合					52.3%	55.4%	55.1%	59.6%		移植件数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ	
10	40歳未満の若年ドナーの新規登録割合					63.1%	65.6%	68.1%	69.8%		骨髄バンクの新規登録ドナーのうち若年ドナー登録数の推移を把握することで、若年ドナー対策の効果測定ができる。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ	
11	コーディネート期間における採取行程日数(中央値)					61日	61日	63日	60日		骨髄等の採取行程日数は、ドナー・患者の都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ	
達成手段2(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	移植対策(造血幹細胞)事業(平成15年度)	2,500百万円	2,060百万円	2,071百万円	6,7,8,9,10,11	①骨髄等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者があっせん機関として骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。 ②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。 ③普及啓発事業 当事業の実施により、骨髄ドナー登録者数が増加することが期待される。また公平、適正なあっせん業務が遂行され、更に患者負担の軽減により一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会が提供でき、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。	002189					
		2,500百万円	2,036百万円									
(4)	造血幹細胞移植医療体制整備事業(平成25年度)	402百万円	402百万円	392百万円	8,9,11	3種類の移植術(骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植)のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植術を選択し実施できる体制を整備する。また、白血病等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。	002191					
		353百万円	362百万円									
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和6年度
施策の執行額(千円)		4,103,481			3,572,741			3,468,400				
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		-					-			-		